

発議第 8 号

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出したいので、瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 29 年 12 月 21 日 提出

瀬戸内市議会議長 原野 健一 様

提出者 瀬戸内市議会議員 岡 國太郎

賛成者 瀬戸内市議会議員 竹原 幹

（提案理由）

平成 29 年 7 月 7 日に国連本部において核兵器禁止条約が採択されたが、核兵器なき世界の実現を図るため、唯一の被爆国であり、恒久の平和を念願する日本としてその条約に賛同し、日本政府はすみやかに調印することを求めるものである。

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから 72 年を経た平成 29 年 7 月 7 日、国連本部において核兵器禁止条約が 122 カ国の賛成で採択された。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであるとして、核兵器の全廃こそがいかなる状況下でも核兵器が二度と使用されないことを保証する唯一の方法であると明記している。

条約は、核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用と、その使用による威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止するものとなっている。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記され、被爆国、被害国の国民の立場に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに多くの国民が長年にわたり希求してきた核兵器なき世界の実現と維持に向けての画期的なものである。広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から恒久の平和を念願する憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、推進の役割を果たすことが強く求められる。

よって、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に調印することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

岡山県瀬戸内市議会

内閣総理大臣 外務大臣 殿